

一 下水道排水設備指定工事店の申請手続き 一

新規の指定・指定の更新

○指定・更新の要件

- ① 選任している責任技術者が1名以上いること。
- ② 工事の施工に必要な機械器具、工事用車両、機械器具を保管する倉庫を有すること。
- ③ 岐阜県内に営業所があること。
- ④ 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 指定工事店の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
 - ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

○申請に必要な書類

- 下水道排水設備指定工事店指定申請書（様式第6号）
[添付書類]
- ① 誓約書（様式第7号）
※代表者の直筆による署名とする。
- ② 定款及び登記簿謄本（法人の場合） ※定款は要原本証明
住民票の写し（個人の場合） ※コピー不可
- ③ 選任責任技術者名簿（様式第8号）及び雇用関係を証する書類
- ④ 営業所の平面図、付近見取図、写真
※写真は、営業所の外観が確認できるもの（社名入り看板等）、営業所の内部が確認できるもの、機械器具・工事用車両・機械器具を保管する倉庫の写真とする。
- ⑤ 選任の責任技術者の「養老町下水道排水設備工事責任技術者証」の写し
※未登録の場合は、「責任技術者登録申請書（様式第10号）」を同時に申請する必要があります。
- ⑥ 機械器具調書（様式第9号）
※「金切りのこその他の管の切断用の機械器具」、「レベル、テープその他の測量用の機械器具」、「スコープ、つるはしその他の掘削用の機械器具」、「タンパその他の埋め戻し用の機械器具」、「機械器具を保管する倉庫並びに工事用車輛」すべての項目について記入すること。

○手数料

1件につき10,000円
※手数料は、申請の際に納付してください。

※ 指定の更新の場合は、指定の有効期間満了の日の20日前までに申請してください。

指 定 後 の 変 更

○変更があったとき

次のとおり変更があった場合は、「指定工事店異動届（様式第20号）」を1カ月以内に提出してください。

- ① 組織を変更したとき
- ② 代表者に異動があったとき
- ③ 商号を変更したとき
- ④ 営業所を移転したとき
- ⑤ 選任の責任技術者に異動があったとき
- ⑥ 住居表示、電話番号に変更があったとき
- ⑦ 養老町下水道条例第7条の3第1項第4号ア、エ若しくはオのいずれかに該当するに至ったとき

○事業を廃止、休止、または再開したとき

排水設備工事の事業を廃止、休止、または再開したときは、「下水道排水設備工事廃止・休止・再開届出書（様式第19号）」を提出してください。なお、この様式については役場に連絡下さい。

※ 様式データは、養老町ホームページ内の「各種様式ダウンロードー水道課ー下水道排水設備指定工事店等の申請手続きについて」からダウンロードできます。

— 下水道排水設備工事責任技術者の申請手続き —

新規の登録・登録の更新

○資格要件

- ① 岐阜県下水道協会が実施する排水設備工事責任技術者認定試験に合格した者
- ② 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 責任技術者の登録を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
 - ウ 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

○申請に必要な書類

- 責任技術者登録申請書（様式第10号）
[添付書類]
- ① 住民票の写し ※コピー不可
- ② 岐阜県下水道協会発行の「下水道排水設備工事責任技術者証」の写し
- ③ 誓約書（様式第11号）
※本人の直筆による署名とする。
- ④ 写真2枚
※最近3か月以内に撮影した上半身のもの、縦3cm×横2.4cm

※ 登録の更新の場合は、登録期間満了の日の20日前までに申請してください。

登録後の変更

○変更があったとき

次のとおり変更があった場合は、「責任技術者住所・氏名・勤務先異動届（様式第15号）」を1か月以内に提出してください。

- ① 氏名を変更したとき
- ② 住所を変更したとき（住居表示の変更含む）
- ③ 勤務先を変更したとき

その他

責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、町長にその旨を届け出る必要があります。（任意様式）

※ 様式データは、養老町ホームページ内の「各種様式ダウンロードー水道課ー下水道排水設備指定工事店等の申請手続きについて」からダウンロードできます。